

全建事発第 124 号
令和 2 年 12 月 3 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 奥村 太加典
〔公 印 省 略〕

石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 18（2006）年 9 月 1 日から、石綿をその重量の 0.1%を超えて含有するすべての製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止されており、厚生労働省においては、その遵守の徹底を要請してきたところです。

しかしながら今般、成形品を加工したバスマット及びコースターに、石綿がその重量の 0.1%を超えて含有している事案が把握された旨、別紙のとおり、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より通知がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、同種事案の再発を防止するため、石綿を含有する製品等を取り扱っていないかの点検について、貴会会員企業の皆様に対して周知・依頼賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- ・厚生労働省通知文（基安発 1127 第 1 号）

（担当）事業部 八重樫

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp